

令和元年第3回中津川市議会（定例会）

提出予定議案

令和元年第3回中津川市議会（定例会）に、報告2件、条例5件、その他1件、補正予算1件、合計9件の議案を提出します。

（報告）

1、平成30年度中津川市繰越明許費繰越計算書の報告について

平成30年度中津川市繰越明許費繰越計算書を報告する。

- ・一般会計（小学校施設営繕事業、青木斧戸線道路整備事業等 計36事業）
- ・国民健康保険事業会計（直診勘定）（阿木医科一般管理費 1事業）
- ・下水道事業会計（下水道整備事業（中津川処理区、坂本処理区） 計2事業）

2、平成30年度中津川市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

平成30年度中津川市水道事業会計予算繰越計算書を報告する。

- ・上水道施設改良事業 1事業

（条例）

1、中津川市附属機関の設置等に関する条例の一部改正について

中津川市上下水道事業経営審議会の委員の定数を増加するため、改正する。

①上下水道事業の経営の健全化を目指し、料金体系の適正化を中心に今後の経営の在り方についてより広く市民の意見を伺うため、委員の定数を「15人以内」から「20人以内」に改正する。

②施行期日 公布の日

2、中津川市中津区市有林野管理及び使用並びに使用料に関する条例の一部改正について

神坂生産森林組合の解散により、市に無償譲渡された山林の管理と貸付けを行うため、改正する。

①神坂生産森林組合の解散により、所有していた山林は市へ無償譲渡された。
神坂生産森林組合は、地域住民へ山林の一部を貸し付けており、市へ譲渡した後も同様に山林を貸し付けることが出来るようにするため、改正する。

②施行期日 公布の日

3、中津川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、改正する。

- ①平成31年4月1日に災害弔慰金の支給等に関する法律が改正され、災害援護資金の貸付利率を、条例により年3パーセントより低い利率で貸付けできるようになったため、被災者支援の充実強化を図る観点から改正する。
- ②被災等により保証人を立てられない被災者が貸付けを受けられるよう、保証人の必置義務を廃止する。
貸付利率を現行の「3パーセント」から「3パーセント以内」とする。
償還方法を現行の年賦償還に加え、半年賦償還、月賦償還の選択を可能とする。
- ③施行期日 公布の日（平成31年4月1日から適用する。）

4、中津川市火災予防条例の一部改正について

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、改正する。

- ①宿泊施設では消防法で自動火災報知設備（以下「自火報」という。）の設置が義務付けられているが、平成30年6月1日の消防法施行規則等の一部改正により、300㎡未満の民泊施設においては、特定小規模施設用自動火災報知設備（以下「特小自火報」という。）を設置することで自火報の設置を免除することが可能となった。
- ②住宅用防災機器の設置及び維持に関する省令の一部が平成31年2月28日に改正され、特小自火報を設置した場合に住居部分に住宅用防災警報器（以下「住警器」という。）の設置を免除することができるよう基準が変更されたため、特小自火報を設置することで住警器の設置を免除することができる規定を条例に加える。
- ③施行期日 公布の日

5、中津川市認定こども園の設置等に関する条例の制定について

幼保連携型認定こども園を設置するため、制定する。

- ①「中津川市学校規模等適正化基本計画」に定める“保護者のニーズに即した子育て支援の充実”、“少子化を見据えた集団規模の確保”を念頭に、「子ども・子育て支援事業計画」に沿い、『認定こども園』を設置するため、条例を制定する。
令和2年4月には、坂本幼稚園、坂本保育園を統合し、坂本こども園を開園する。
- ②認定こども園の名称及び位置、事業、入園資格、入園の制限、利用負担額、減免等を定める。
中津川市幼稚園の設置等に関する条例から、坂本幼稚園の項を削除する。
中津川市保育所の設置等に関する条例から、坂本保育園の項を削除する。
- ③施行期日 令和2年4月1日

(その他)

1、市道路線の変更について

中津374号線

- ・都市計画道路青木～斧戸線整備に伴い、中津531号線への接続道路として終点を変更し、一貫した道路管理をする。

(補正予算)

1 令和元年度中津川市一般会計補正予算

お問い合わせ先

総務部 総務課 担当者：石原

電話：0573-66-1111（内線442）